

大泉開発株式会社 行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができ、すべての労働者がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 3 月 21 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日までの 3 年 3 ヶ月

2. 内容

目標 1 : 男性労働者で育児休業を取得した者を1名以上とする。

< 対策 >

各部署における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施

目標 2 : 全労働者の時間外・休日労働時間の平均を毎月 25 時間以下とする。

< 対策 >

各部署における問題点の検討及び研修の実施